

(健 I 53)

令和2年5月22日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会常任理事

長島 公之

(公 印 省 略)

運動型健康増進施設の認定の更新等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課長より本職宛別添のとおり連絡
がありましたので、ご報告申し上げます。



健 健 発 0 5 0 7 第 1 号

令 和 2 年 5 月 7 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（勝浦スポーツクラブ）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

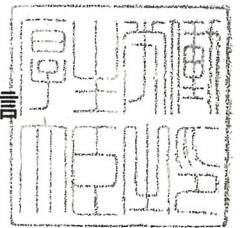
申請者 医療法人社団 南洲会
理事長 有馬 三郎

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年3月31日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 勝浦スポーツクラブ
2. 施設の所在地 千葉県勝浦市墨名字楠ヶ谷485番地246
千葉県勝浦市新官字草地堀927番地28
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年5月7日

厚生労働大臣 加藤 勝信



健 健 発 0 5 0 8 第 1 号

令 和 2 年 5 月 8 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（フィットネスクラブ ブラーブ）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。



厚生労働省発健0508第3号

認定の有効期間更新書

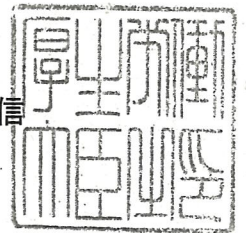
申請者 株式会社 アウラ日新
代表取締役 松嶋 真理

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和元年12月26日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 フィットネスクラブ ブラーブ
2. 施設 の 所 在 地 大阪府岸和田市荒木町一丁目470番地、468番地、
469番地
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年5月8日

厚生労働大臣 加藤 勝信





健 健 発 0 5 0 8 第 2 号

令 和 2 年 5 月 8 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（掛川スイミングスクール フィットネスクラブK-FIT）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。



厚生労働省発健0508第4号

認定の有効期間更新書

申請者 株式会社 掛川スイミングスクール
代表取締役 高部 隼一

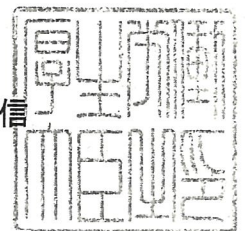
健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年3月31日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 掛川スイミングスクール フィットネスクラブK-FIT
2. 施設 の 所 在 地 静岡県掛川市大池字三十五ノ坪956番地、954番地1、
954番地2、955番地、956番地2、957番地1、
958番地1
静岡県掛川市長谷字三ノ坪589番地1、586番地1
静岡県掛川市大池字三十五ノ坪958番地2
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年5月8日

厚生労働大臣

加藤 勝信





健 健 発 0 5 0 8 第 3 号

令 和 2 年 5 月 8 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（スポーツネットワーク SAM石芝）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。



厚生労働省発健〇五〇八第5号

認定の有効期間更新書

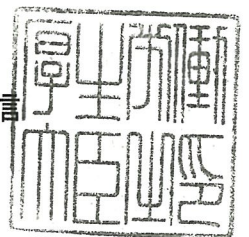
申請者 松本スイミング・センター
代表取締役 小林 正樹

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年3月31日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 スポーツネットワーク SAM 石芝
2. 施設 の 所 在 地 長野県松本市石芝四丁目1449番地5、1449番地4
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年5月8日

厚生労働大臣 加藤 勝信



健 健 発 0 5 1 2 第 2 号

令 和 2 年 5 月 1 2 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（OSKスポーツクラブ藤原）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

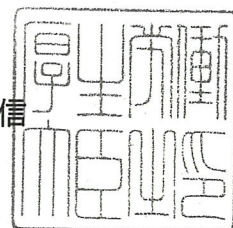
申請者 株式会社 岡山スポーツ会館
代表取締役 江尻 博子

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年1月28日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 OSK スポーツクラブ藤原
2. 施設 の 所 在 地 岡山県岡山市中区穉字土手外86番地2、85番地2、
87番地2、88番地2、89番地2
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年5月12日

厚生労働大臣 加藤 勝信



健 健 発 0 5 1 2 第 1 号

令 和 2 年 5 月 1 2 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（健康創造館 ホリスティカ）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。



厚生労働省発健0512第1号

認定の有効期間更新書

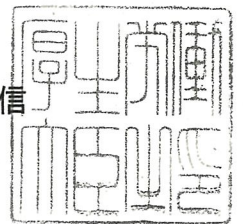
申請者 社会医療法人 福島厚生会
理事長 千葉 勝実

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年3月31日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 健康創造館 ホリスティカ
2. 施設の所在地 福島県福島市鎌田字門丈壇4番地1、5番地1、6番地1、13番地1、13番地4
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年5月12日

厚生労働大臣 加藤 勝信



健健発0507第3号

令和2年5月7日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付健医発第816号厚生省保健医療局長通知）により、令和2年5月7日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発0507第1号

指 定 書

申請者 医療法人 安岡医院
理事長 安岡 盟

令和2年4月15日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和2年5月7日

厚生労働省健康局長 宮寄 雅則



1. 施設名 fukula medical fitness（フクラメディカルフィットネス）
2. 施設所在地 福岡県朝倉市小田字北ノ原1494番地2



健健発 0511 第1号

令和2年5月11日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付健医発第816号厚生省保健医療局長通知）により、令和2年5月11日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

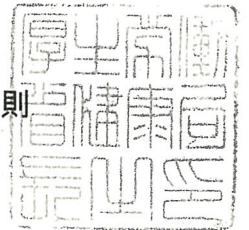
指 定 書

申請者 株式会社 オルト
代表取締役 齋藤 由美子

令和2年4月15日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和2年5月11日

厚生労働省健康局長 宮寄 雅則



1. 施設名 オルトスポーツクラブ
2. 施設所在地 宮城県仙台市泉区桂1丁目17番地8、17番地1

健健発0511第2号

令和2年5月11日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付健医発第816号厚生省保健医療局長通知）により、令和2年5月11日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発0511第4号

指 定 書

申請者 株式会社首都圏健康福祉公社
代表取締役 田中 裕司

令和2年3月3日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和2年5月11日

厚生労働省健康局長 宮寄 雅則



1. 施設名 フィットネスガーデン馬橋
2. 施設所在地 千葉県松戸市馬橋字東条1890番地1

健 健 発 0 5 1 9 第 1 号

令 和 2 年 5 月 1 9 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和2年5月19日をもって別紙の施設（津山市久米総合文化運動公園市民プール）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方をお願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

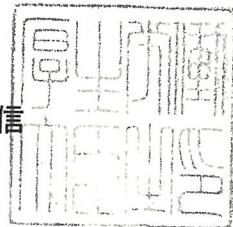
認 定 書

申請者 株式会社 岡山スポーツ会館
代表取締役 江尻 博子

令和2年4月28日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和2年5月19日

厚生労働大臣 加藤 勝信



1. 施 設 名 称 津山市久米総合文化運動公園市民プール
2. 施 設 所 在 地 岡山県津山市中北下1253番地
3. 施 設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日